

# 資料編

## 1 委員会要綱

### 常滑市地域包括ケア推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを基本理念とした地域包括ケアシステムの構築をめざし、常滑市地域包括ケア推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は次に掲げる事項を所掌する。

(1) 介護保険事業に関すること。

ア 介護保険事業の施策の評価

イ 常滑市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定及び推進

ウ その他介護保険事業の運営に関し必要があると認める事項

(2) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関すること。

ア センターの次に掲げる事項の承認に関すること。

(ア) センターの担当する圏域の設定

(イ) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

(ウ) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

(エ) センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

イ センターの運営に関すること。

(ア) 推進協議会は、毎年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出をうけるものとする。

a 当該年度の事業計画書及び収支予算書

b 前年度の事業報告書及び収支決算書

c その他推進協議会が必要と認める書類

(イ) 推進協議会は、(ア) bの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要とときに、事業の内容を評価するものとする。

a センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか

b センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか

c その他推進協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

ウ センターの職員の確保に関すること。

(3) 地域密着型サービスの次に掲げる事項について、市長に対して意見を述べること。

ア 地域密着型サービスの指定

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定

ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること

エ その他地域密着型サービスに関して市長が必要と認める事項

(4) 高齢者福祉サービスの企画及び調整に関すること。

(5) 老人福祉施設との連絡調整に関すること。

(6) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築

(7) 地域包括支援業務を支える地域資源の開発

(8) その他推進協議会が必要と認める事項

2 推進協議会は、前項第2号の事項を審議する場合にあっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとする。

3 推進協議会は、前項第3号の事項を審議する場合にあっては、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項に規定する地域密着型サービス運営協議会を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 地域における保健・医療・福祉関係者

(2) NPOの代表者

(3) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等に属する者

(4) 地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者

(5) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者

(6) 地域包括ケアに関する学識経験者

(7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、推進協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は必要に応じ、推進協議会に部会を設けることができる。

2 部会の組織、委員等は推進協議会で定める。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行し、同年9月1日から適用する。

## 2 委員名簿・策定経過

### ○常滑市地域包括ケア推進協議会委員名簿

	構 成 委 員	所 属	氏 名
1	医師団代表	医師団	伊藤 久史
2	医師団代表	医師団	夏目 浩吉
3	歯科医師会代表	歯科医師会	夏目 郁也
4	薬剤師会代表	薬剤師会	桑山 ゆう子
5	市社会福祉協議会会長	市社会福祉協議会会長	鈴木 俊道
6	民生委員の代表者	民生委員児童委員連絡協議会副会長	磯村 公平
7	介護保険サービス事業者	知多学園理事長	磯部 栄
8	介護保険サービス事業者	来光会理事	内藤 勇一
9	介護保険サービス事業者	あぐりす実の会在宅支援科長	榊原 悠貴
10	施設サービス代表	さざんかの丘施設長	三井 健司
11	その他関係事業者等	柔整師会等	相羽 昭二
12	介護保険被保険者	第1号被保険者	田淵 恵美子
13	介護保険被保険者	第2号被保険者	北村 ひふ美
14	NPO代表者	あかり代表	濱田 和枝
15	高齢者サポーター	奥条地区	伊奈 芙美子
16	老人会代表	老人クラブ連合会会長	中井 保博
17	学識経験者	日本福祉大学実務家教員	大田 康博
18	学識経験者	朝日大学保健医療学部看護学科講師	中村 廣隆

### ○事務局

	所 属	役 職	氏 名
1	福祉部	部長	中野 旬三
2	高齢介護課	課長	大岩 恵
3	高齢介護課	看護師長	岩本 寿美
4	高齢介護課	課長補佐	堀内 康世
5	高齢介護課	副主幹	小林 祐輔
6	高齢介護課	主任	臼井 成宜
7	高齢介護課	主任	阿部 公美

○計画策定の経緯

<p>第1回地域包括ケア推進協議会 令和2年11月12日</p>	<p>①高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画骨子案 について</p>
<p>第2回地域包括ケア推進協議会 令和2年12月17日</p>	<p>①高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） について</p>
<p>パブリックコメント 令和3年1月26日～ 2月25日</p>	<p>①パブリックコメントの実施</p>
<p>第3回地域包括ケア推進協議会 令和3年3月4日</p>	<p>①パブリックコメントの結果報告 ②高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案） の承認</p>

## 3 用語解説

### 英数字

#### 【ICT】

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する科学技術の総称として使われる。医療、介護・福祉、教育などの公共分野での貢献が期待されている。

#### 【NPO】

Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格をもたない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

#### 【PDCAサイクル】

様々な分野・領域で品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法。「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の4つの活動を順に繰り返し実施していくことで、継続的に業務が改善されることが期待される。

### あ行

#### 【安心生活検討会】

生活支援コーディネーターの支援のもと、住民と地域に携わる関係者等で日常生活圏域毎に高齢者が地域で安心して暮らせるためのサービスについて検討する会議。生活支援体制整備事業の第2層協議体の位置づけで各地域毎に開催する。

### か行

#### 【介護報酬】

介護保険におけるサービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地価や物価・人件費・離島など特殊事情を勘案し、1級地～7級地・その他の8つの地域区分が設けられている。

#### 【介護予防・生活支援体制整備事業運営推進会議】

生活支援サービスの整備を目指し、医療や介護、福祉、地域づくり等に係わる各種団体、学識経験者が集まり、第2層協議体（安心生活検討会）からあがってきた意見をもとに協議するほか、地域資源、ニーズの情報共有や他機関で実施している事業等の情報交換等を行う会議。生活支援体制整備事業の第1層協議体の位置づけで年数回実施。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険サービスに加えて、各種サービスを増やし、地域の支え合いの体制づくりとあわせて、要支援の方から元気な高齢者の方までの介護予防と日常生活の自立を支援する事業。介護予防・日常生活支援総合事業には、訪問型サービス（身体介護や生活援助など）、通所型サービス（機能訓練やレクレーションなど）、住民主体によるサービス（見守りや緊急時の対応など）などのサービスが受けられる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方なら誰でも受けられる介護予防に関する教室・講演会などを実施する「一般介護予防事業」がある。

### 【介護予防ボランティア】

一般介護予防事業の住民主体の介護予防活動を推進するために、地域の通いの場で活躍するボランティア活動者。

### 【介護療養型医療施設】

医療法に規定された、療養病床を有する病院、診療所において、その療養病床に入院する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。令和5年度末に廃止予定であり、介護老人保健施設等の施設へ転換することとなっている。

### 【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人（要介護認定者）を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。

### 【介護老人保健施設】

要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

### 【通いの場】

「介護予防」「閉じこもり予防」「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民やボランティア活動者が運営し、地域の高齢者が集うことのできる場所。

### 【基本チェックリスト】

65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、介護支援の適否を判断するための指標。チェックリストは厚生労働省が作成しており、全国の自治体で活用されている。

### 【共用型認知症対応型通所介護】

認知症対応型通所介護事業所、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設において行う認知症対応型通所介護のこと。

### 【ケアハウス】

60歳以上（夫婦のどちらかが60歳以上）かつ、身体機能の低下等が認められ又は高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で利用できる施設。

### 【ケアプラン（居宅（介護予防）サービス計画）】

要介護（要支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望等を勘案して、利用者の日常生活全般を支援する観点から、どのようなサービスをいつどのくらい利用するかを書面にまとめたもの。原則、サービス提供を受ける前に作成される。ケアプラン作成は、ケアマネジャー（介護支援専門員）による解決すべき課題把握（アセスメント）、サービス担当者会議等での意見聴取、利用者・家族の同意等を経て行われ、作成後、定期的な実施状況の把握（モニタリング）等により適宜見直される。なお、ケアプランは、利用者本人が作成することも可能になっている。

### 【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

介護保険法第7条第5項に規定された、要介護認定者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス及び施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者。

### 【高額介護サービス費】

所得などが一定額以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときは、超過分を保険給付から支給する制度。

### 【高齢者サポーター】

地域支援事業のひとつで、地域社会との交流の少ないひとり暮らし高齢者等の家庭を訪問し、話し相手となることで高齢者を精神面でサポートする者。各地域に配置し、42名在籍（令和2年12月時点）。

### 【高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）】

地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関。市町村から介護予防支援事業者としての指定を受け、要支援認定者に対する「介護予防サービス計画」（ケアプラン）の作成等のケアマネジメントを行う。

また、総合相談支援業務（実態把握・相談対応等）、権利擁護業務（成年後見制度の活用や高齢者虐待対応等）、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域の連携・協働体制づくり等）、地域ケア会議の充実も行うこととされており、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。



## さ行

### 【サービス付き高齢者向け住宅】

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正された（平成23年4月公布）ことにより、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅・高齢者専用賃貸住宅の登録制度が廃止され、高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅登録制度」が創設された。

### 【社会福祉協議会】

社会福祉法に位置づけられている、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。一定の地域社会において、住民が主体となって、地域における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図る。通常、「社協」と呼ばれている。

### 【小規模多機能型居宅介護】

居宅の要介護認定者等について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、入浴、排泄、食事等の介護、調理・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。

### 【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等の高齢者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的又は軽易な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県の指定する公益法人。厚生労働大臣に届け出て、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業を行うことができる。

### 【スマイルポイント】

高齢者の健康づくり、介護予防活動を推進することを目的に、通いの場の活動やボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、高齢者が楽しみながら活動を継続できるように応援する制度。

### 【生活支援コーディネーター】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の方々とともに抽出し、その課題解決に向けて「地域支え合い活動」や「介護予防・生活支援サービス」などの地域の方々によるサービスを構築するとともに、サービスのマッチングを行う者。市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター1名、圏域を担当する第2層生活支援コーディネーター4名が在籍（令和2年12月時点）

### 【生活支援体制整備事業】

「生活支援コーディネーター」と「協議体（安心生活検討会）」を設置し、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりや地域で求められるサービスの構築を進めていく事業。

### 【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない人を保護し支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

## た行

### 【第1号被保険者】

65歳以上の高齢者のこと。

### 【第2号被保険者】

40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

### 【地域ケア会議】

地域包括支援センターや市町村が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通した課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげるための会議。

### 【地域支援事業】

市町村が実施主体となり、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。

### 【地域ボランティアセンター】

市社会福祉協議会に窓口を置き、地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進等の支援を行う。ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付、災害時のボランティア活動支援等を行う。

### 【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護認定者に対して、当該施設が地域密着型施設サービス計画に基づき行う、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話。

### 【地域密着型サービス】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な市町村で提供される介護サービス。

### 【チームオレンジ】

認知症の人の支援ニーズと認知症サポーターを結び付ける仕組み。近隣の認知症サポーターがチームを組み認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行い、認知症の方もメンバーとして参加する。

### 【特定入所者介護サービス費】

所得が一定額以下の要介護（要支援）認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。

### 【トコタンとことこ常滑ネット（トコタンネット）】

本市の医療・介護・福祉・保健等の在宅療養に関わる情報を、多職種間で構築したネットワーク。市民が住み慣れたまちで、自分らしい生活を続けていくことができる体制の構築をめざす。

## な行

### 【認知症】

「一旦正常に発達した知的機能が、後天的な脳の器質的な障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態」と定義されている。

具体的には、記憶の低下（忘れっぽくなる、先程のことを忘れる等）、認知障害（言葉のやり取りが困難、場所の見当がつかない、手順をふむ作業が困難、お金の計算ができない、判断のミス等）、生活の支障（今までの暮らしが困難、周りの人とのトラブル）等がある。認知症の原因の多くは、アルツハイマー病と血管性認知症であるといわれており、その他にも、レビー小体病、ピック病等の疾患がある。

### 【認知症ケアパス】

認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ認知症の人とその家族に提示できるようにしたもの。市町村ごとに地域における標準的な認知症ケアパスを作成することが求められている。

### 【認知症サポーター】

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う応援者。「認知症の理解」や「認知症サポーターの役割」等について90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となる「オレンジリング」が交付される。

### 【認知症初期集中支援チーム】

複数の専門家が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

### 【認知症対応型共同生活介護】

認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにすること。

### 【認知症対応型通所介護】

居宅の要介護認定者であって、認知症である人について、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。

## は行

### 【標準給付費】

事業費総額から利用者負担額等を差し引いた保険給付の対象額。

介護給付・予防給付や特定入所者介護サービス費等給付額等の合計費用で、保険者の判断による独自の給付分（居宅介護サービス費等の区分支給限度基準額や福祉用具購入費等の支給限度基準額の上乗せ分、保険者の特別給付・保健福祉事業の分）等の費用は含まない。

### 【フォーマル・インフォーマル】

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援はフォーマルサービス、それ以外の支援はインフォーマルサービスに分類される。インフォーマルサービスの具体例としては、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどが行う制度に基づかない援助などが挙げられる。

### 【福祉避難所】

地震や豪雨、津波といった大きな災害が起こったときに、介護の必要な高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする人たちを一時受入れてケアする施設。小学校等、通常の避難所での生活が困難な人たちのための避難所。

原則的に健常者は避難することができない。専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定することになっている。施設はバリアフリー化されていて援護が必要な人の利用に適している施設でなければならない。

### 【フレイル】

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した「虚弱」な状態のことを指す。一方で、早期に適切な介入・支援をすることにより、生活機能の維持向上が可能な状態像を指す。

### 【包括的支援事業・任意事業】

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業。

任意事業は、地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じて実施される。

## ま行

### 【民生委員児童委員】

民生委員は、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した人を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣から委嘱される。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

## や行

### 【有料老人ホーム】

高齢者を入居させ、介護の提供、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかの供与を行う施設。



## SDGs と高齢者福祉計画・介護保険事業計画

SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現をめざし、持続可能な社会に向けた取組として、平成27年の国連総会で採択されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなり、平成28年から令和12年までの国際目標とされています。企業経営や強靱かつ環境にやさしい取組、働き方改革など多種多様な分野における参画が求められています。本計画においても、SDGsの視点の施策を実施し、推進を図ります。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3年3月

発行：常滑市

編集：福祉部高齢介護課

〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地

TEL：0569-47-6133

E-mail：kaigo@city.tokoname.lg.jp

URL：http://www.city.tokoname.aichi.jp/

